

## 東広島市ふれあい収集事業実施要綱

平成29年4月1日  
改正 平成29年7月5日  
改正 令和3年2月17日  
改正 令和5年6月30日

### (目的)

第1条 この要綱は、要介護者、障害者等の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するため、家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）を所定の収集場所に持ち出すことが困難な要介護者、障害者等に対し、戸別に訪問して家庭ごみを収集する事業（以下「ふれあい収集事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 対象者は、市内に住所を有する在宅の者で、かつ、家庭ごみを所定の収集場所まで持ち出すことが困難と認められるものであって、別表に定める要件のいずれかに該当するものとする。

### (申請)

第3条 ふれあい収集事業を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）又は当該対象者に協力して第6条第1項の規定による排出などを行う第4条第2項に規定する民生委員等は、東広島市ふれあい収集事業利用申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して利用の申請をしなければならない。

- (1) 本人及び世帯員の要介護度、障害等級等が確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (利用の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、利用希望者の属する世帯の世帯員の状況、家庭ごみの排出状況等を調査することができる。

- 2 市長は、ふれあい収集事業の円滑な推進を図るため、民生委員、介護支援専門員、相談支援専門員、地域包括支援センター職員、高齢者相談センター職員及び利用希望者の介助又は介護を行っている者その他市長が必要と認める者（以下「民生委員等」という。）に、利用希望者の属する世帯の状況を聴くことができる。
- 3 市長は、ふれあい収集事業の利用について決定したときは、その旨を東広島市ふれあい収集事業利用決定通知書（別記様式第2号）により利用希望者に通知し、遅滞なく収集を開始するものとする。

### (サービスの内容)

第5条 前条第3項の規定によりふれあい収集事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が受けることができるサービスは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 戸別に訪問し、利用者が排出した家庭ごみを定期的に収集すること。
- (2) 訪問の際、利用者の安否を確認し、当該利用者の健康状態に異状があったときは、関係機関への連絡を行うこと。

### (利用方法)

第6条 利用者は、ふれあい収集事業の利用に当たっては、東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例（昭和55年東広島市条例第4号）第7条の規定により家庭ごみの分別及び収納を行い、当該世帯の玄関先等の市長が定める場所に排出しなければならない。

2 ふれあい収集事業の実施日は、原則として利用者ごとに週1回の頻度とし、市長が定める。

3 市長は、排出場所、実施日及び実施時間を定めるときは、利用者と協議することができる。

4 市長は、排出場所、実施日及び実施時間を定めるに当たっては、民生委員等の意見を聴くことができる。

5 東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例施行規則（平成19年東広島市規則第44号）第3条に規定する粗大ごみ、転居等により臨時に生じる多量のごみの収集は行わない。

（変更の届出）

第7条 利用者は、申請内容に変更があったときは、東広島市ふれあい収集事業利用変更届出書（別記様式第3号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

（利用停止の届出）

第8条 利用者は、長期不在その他の理由により、ふれあい収集の利用を一時停止しようとするときは、東広島市ふれあい収集事業利用変更届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 ふれあい収集事業の利用を一時停止している利用者は、利用を再開しようとするときは、東広島市ふれあい収集事業利用変更届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

（利用中止の届出）

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、東広島市ふれあい収集事業利用変更届出書により、利用の中止を遅滞なく市長に届け出なければならない。

(1) 第2条に定める対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) ふれあい収集事業の利用の中止を希望するとき。

（利用の決定の取消し）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に係るふれあい収集事業の利用の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に反してふれあい収集事業を利用したとき。

(2) 第8条第1項の規定による届出がないまま、利用者が長期不在の状況になったとき。

(3) 利用者及びその世帯員がごみ収集を行う者に危害を加え、又は危害を加えるおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ふれあい収集事業を利用させることが著しく困難であると市長が認めたとき。

（休業日）

第11条 事業の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長が必要と認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、生活環境部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

2 第3条の規定による利用の申請の手続、第4条第3項の規定による利用の決定の手続及び第6条の規定による利用方法の決定の手続は、この要綱の施行日前においても、行うことができる。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定による申請、利用決定及び届出その他の手続きは、当分の間、この要綱による改正前の様式に所要の調整をしたものを使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定による申請、利用決定及び届出その他の手続きは、当分の間、この要綱による改正前の様式に所要の調整をしたものを使用することができる。

別表（第2条関係）

		要 件	
(1)	介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第1号、第2号、同条第4項第1号及び第2号に規定する者	ア ひとり暮らしの場合 イ 世帯が(1)から(4)に該当する者のみで構成される場合 ウ ア及びイに準ずる者又は世帯	
(2)	身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、右欄に該当する者	障害部位	障害等級
		視覚障害	1、2
		上肢障害	1、2
		下肢障害	1、2、3
		体幹障害	1、2、3
		上肢機能障害	1、2
		移動機能障害	1、2、3
(3)	療育手帳の交付を受けている者のうち、右欄に該当する者	障害等級：㊤、A	
(4)	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、右欄に該当する者	障害等級：1級	
(5)	(1)～(4)に掲げるもののほか、特別の事情により市長が必要と認める者又は世帯		

別記様式第1号（第3条関係）

東広島市ふれあい収集事業利用申請書

年 月 日

東広島市長 様

申請者 住所

氏名

本人との関係（ ）

電話（ ）

東広島市ふれあい収集事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

対象世帯 の状況 (世帯の全員 を記入してく ださい。)	住 所				
	氏 名	続柄	生年月日	要介護状態区分・ 障害等級等	本人連絡先
		本人	年 月 日		
			年 月 日		
申請区分	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 世帯の全員が要件に該当 <input type="checkbox"/> 規定に準じる者又は世帯				
安否確認の ための声かけ	<input type="checkbox"/> 常時希望する（※） <input type="checkbox"/> ごみ出しがない場合に希望する（※） <input type="checkbox"/> 希望しない ※不在にするときは市へ連絡が必要となります。				
ごみ収集場所	<input type="checkbox"/> 玄関前 <input type="checkbox"/> 勝手口付近 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
連 絡 先	親 族	住所			
		氏名	(続柄 )	電話	
	民生委員 ケアマネジャー 相談支援専門員等	事業所名			
		事業所 所在地			
	氏名		電話		
【ふれあい収集を必要と する理由】	民生委員・ケアマネジャー・相談支援専門員等の意見				
※東広島市ふれあい収集事業実 施要綱第2条別表の要件(5)に 該当する場合のみ記入					

- ・ 収集日、時間帯は市長において決定しますのであらかじめご了承ください。
- ・ 本人及び世帯員の介護保険被保険者証、身体障害者手帳等のコピー（要介護度、障害等級等が確認できるもの）を添付してください。

同意書

私は、東広島市ふれあい収集事業の利用を申請するに当たり、当該申請に係る決定及び決定後のふれあい収集の実施に必要な限度において、東広島市がその保有する個人情報閲覧及び使用すること、また、当該事業の委託先事業者が本申請書に記載の個人情報を使用することに同意します。

署名（本人） \_\_\_\_\_

東広島市ふれあい収集事業利用決定通知書

年 月 日

様

東 広 島 市 長

年 月 日付けで申請のあった東広島市ふれあい収集事業の利用について、  
次のとおり決定したので、通知します。

対 象 者	住 所	
	氏 名	
決定の内容	ふれあい収集を	実施する 実施しない こととします。
ふれあい収集を開始する日	年 月 日から	
収集曜日	曜 日	
安否確認のための声かけ	常時実施	・ ごみ出しがない場合に実施 ・ 実施しない
ごみを出す場所	自宅玄関前	・ その他（ ）
承認条件等	<p>1 ごみは分別して、収集日の 午前8時30分までに出してください。 （なお、分別が不適切な場合は、収集できません。）</p> <p>2 年末年始【12月29日から1月3日】を除く祝日も収集を行います。</p> <p>3 安否確認のための声かけを希望している場合は、自宅を不在にする際に市へ連絡をしてください。</p> <p>4 次に掲げる事項が発生した場合は、廃棄物対策課に届出をしてください。 ・ふれあい収集事業の対象者又は対象世帯でなくなったとき。 ・転居するとき。 ・長期不在等で、一時的にふれあい収集の停止を希望するとき。 ・その他ふれあい収集に影響がある変更等が生じるとき。</p> <p>5 ふれあい収集作業中の事故等について、収集職員に瑕疵がない場合の責任は負いません。</p>	
不承認の場合は、その理由等		

東広島市ふれあい収集事業利用変更届出書

年 月 日

東広島市長 様

利用者 住所  
氏名  
電話（ ） -

東広島市ふれあい収集事業について、状況に変更がありましたので、東広島市ふれあい収集事業実施要綱第7条、第8条又は第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出の内容 (いずれかに○をしてください)	1 一時停止    2 中止    3 再開    4 その他 ( )
届出の理由 〔 具体的に記入 してください。 〕	
(一時停止・中止・再開・その他)を希望する日	年 月 日 (※一時停止・中止の場合、上記 の日から収集しない)
備考	「一時停止」とは、利用者が入院、ショートステイ等で、一時的に自宅を不在にするため、利用を一時的に停止することをいいます。 「中止」とは、利用者が在宅生活を再開する見込みがなく、今後の利用をやめることをいいます。 「再開」とは、一時停止の原因となった事由がなくなり、利用を再開することをいいます。

※届出者が利用者と異なる場合に記入してください。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

※利用者との関係（該当するものに○）

親族（続柄： \_\_\_\_\_）  
民生委員・介護支援専門員・相談支援専門員・地域包括支援センター職員・高齢者相談センター職員・利用者の介護者・ホームヘルパー・その他（ \_\_\_\_\_）

※FAXでも申請可能です。FAX番号：082-426-3115